

平成28年度 不妊対策推進費の概要

1 不妊対策推進費制度改正の概要

		平成26年度及び平成27年度		平成28年度以降	
初めて助成を受ける際の治療開始年齢	～39歳	新規		～39歳	40歳以上42歳以下
		40歳～(43歳以上も含む)	既申請者 年齢制限なし		
助成内容	43歳になるまで通算6回	通算5年間10回まで(初年度3回まで、それ以降の年度は1年度2回まで)	通算5年間10回まで(初年度3回まで、それ以降の年度は1年度2回まで)	43歳になるまで通算6回	43歳になるまで通算3回
助成額	○治療方法に応じて、1回あたり150,000円又は75,000円	新制度への経過措置		○治療方法に応じて、1回あたり150,000円又は75,000円 ●1回目のみ300,000万円を上限とする。 ●男性不妊治療を併用する場合は、各回に150,000円を上限として上乗せする。 ●については、平成28年1月20日から適用(国の補正予算)	対象外
市独自助成				第2子目以降の治療について、国の助成をしい切った夫婦に対し、1出産ごとに次の通算回数を助成。 *妻の年齢が39歳以下の場合:最大6回 *妻の年齢が40～42歳以下の場合:最大3回	